

自由航行時期尙早

故意に阻害の意志なし

長江未だ危険

(東京十四日) 揚子江自由航行に關する七日附英米佛三國政府の申入れについては外務、海軍兩當局協議の結果十二日由吾文の作成を認めたのでナ四日有田外相は在京英米佛三國大使に右同吾公文を通達することとなつた而して右公文においては揚子江航行は現在は作戦行動地

リ十四日公文を以て夫々在京英米佛大使に對し帝國政府としては素より揚子江における第三國の通商航行を故意に阻害する意志はないが左記の理由により未だ揚子江は一轟に解放するの時期に達し居らるゝ旨照答した
一、江陰の閉塞線は今尚軍の必要限度以上には警戒せられをもたらすために帝國の軍艦及び軍用船の航行にて手一杯なること

御慰問に御成り

日本工業の進歩

國產の詩インペリアルミシ

母國訪問懸賞付
第三回賣出中

御求めは各地の代理店にて

一、本 籍地		二、在留地		三、在留地		四、初メテ徵集ヲ延期 右及申告候也	
府	縣	府	縣	國	州	線	縣
市	郡	市	郡	州	州	驛	市
町	村	町	村	線	村	鄉	町
大字	番地	大字	番地	鄉	大字	農	番地
(生年月日)		(生年月日)		(生年月日)		(生年月日)	
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日	
殿 氏 右 稲葉		右 氏 右 稲葉		右 氏 右 稲葉		右 氏 右 稲葉	
名(印)		名(印)		名(印)		名(印)	

昭和拾四年度徵集號^號ニ關スル告示
昭和拾四年度徵集延期關係者ハ左記事項心得ノ上昭和
拾四年壹月卅一日迄ニ在帝國外徵集延期又ハ在留申
告本件ニ差出スル居出義務ヲ怠リタル場合ハ徵兵令規定
ニ依リ嚴重ニ處罰セラルルニ付特ニ注意ス

昭和拾四年度徵集號^號ニ關スル告示
昭和拾四年度徵集延期關係者ハ左記事項心得ノ上昭和
拾四年壹月卅一日迄ニ在帝國外徵集延期又ハ在留申
告本件ニ差出スル居出義務ヲ怠リタル場合ハ徵兵令規定
ニ依リ嚴重ニ處罰セラルルニ付特ニ注意ス

忘られぬ滞在の合法化

高い手續料金に悩み、今は一コントの印紙税不用

農業民移

右手中就

て本紙が遅早く七月三十日を以て布告されたが右手中

は同法發令後百日即ち八月廿七日迄に之を實行せねばならぬ事となつて居り、右

は同法發令後百日間即ち八月廿七日迄に之を實行せねばならぬ事となつて居り、右

来るか南部選手

陸聯多賀記者に托し

正式招聘状を發す

全邦人陸上聯盟が子より状を發する事となつた
計画した世界陸上界の老

將南部忠平氏の招請問題は偶々の意見では手
續料金の外印紙代として更に

一コントスの印紙代はアーラジル人と結婚せる者、ブ

細則第一五四及二六三農業者及商社員に限られ施

邦人間に著しい不安を與へる

たるが消滅節の意見では手

續料金の外印紙代として更に

一致團結の成果

棉作融資にこの成功

マリリヤ福島縣人會支部

借款快の聯陸

邦人陸上のバイオニア

東山銀行

本店支店サンバウロ

大澤田大使

ラヂオで袂別

澤田大使

馬鹿の連れて

</

